

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料一覧（新規認定・変更認定）

申請の区分			評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位	
				新規認定	変更認定		
市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合（事前審査有り）	一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）		性能基準	6,000	3,000	戸	
	一戸建ての住宅以外の住宅（右欄の額を合算 ※）	住戸の部分の申請に係る戸数 （区分単位：戸）	1	性能基準	6,000	3,000	件
			2以上～5以下		11,000	7,000	
			6以上～10以下		18,000	11,000	
			11以上～25以下		31,000	18,000	
			26以上～50以下		51,000	31,000	
			51以上～100以下		91,000	55,000	
			101以上～200以下		144,000	86,000	
			201以上～300以下		182,000	110,000	
			301以上		195,000	117,000	
	共用部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法	11,000	7,000		
		300超～1,000以内		19,000	11,000		
		1,000超～2,000以内		31,000	18,000		
		2,000超～5,000以内		91,000	54,000		
		5,000超～10,000以内		142,000	85,000		
		10,000超～25,000以内		180,000	108,000		
		25,000超		224,000	135,000		
	その他の部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法 モデル建物法	11,000	7,000		
		300超～1,000以内		19,000	11,000		
		1,000超～2,000以内		31,000	18,000		
		2,000超～5,000以内		91,000	54,000		
		5,000超～10,000以内		142,000	85,000		
		10,000超～25,000以内		180,000	108,000		
		25,000超		224,000	135,000		
	住宅以外の建築物の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法 モデル建物法	11,000	7,000		
		300超～1,000以内		19,000	11,000		
		1,000超～2,000以内		31,000	18,000		
		2,000超～5,000以内		91,000	54,000		
5,000超～10,000以内		142,000		85,000			
10,000超～25,000以内		180,000		108,000			
25,000超		224,000		135,000			

※複合建築物の場合は、上記区分に該当する金額の合計となります。

※認定申請に併せて、当該計画の建築基準関係規定への適合審査を行う場合は、建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料（必要がある場合）を加算してください。

※各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料一覧（新規認定・変更認定）

申請の区分			評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位
				新規認定	変更認定	
一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）			性能基準	39,000	20,000	戸
			仕様基準	19,000	10,000	
	住戸の部分の申請に係る戸数 （区分単位：戸）	1	性能基準	39,000	20,000	件
			仕様基準	19,000	10,000	
		2以上～5以下	性能基準	78,000	40,000	
			仕様基準	37,000	19,000	
		6以上～10以下	性能基準	110,000	58,000	
			仕様基準	53,000	29,000	
		11以上～25以下	性能基準	155,000	81,000	
			仕様基準	78,000	42,000	
26以上～50以下		性能基準	222,000	116,000		
		仕様基準	116,000	63,000		
51以上～100以下		性能基準	320,000	169,000		
		仕様基準	177,000	98,000		
101以上～200以下		性能基準	432,000	231,000		
		仕様基準	251,000	140,000		
201以上～300以下		性能基準	568,000	302,000		
		仕様基準	326,000	181,000		
301以上		性能基準	666,000	352,000		
		仕様基準	370,000	204,000		
共用部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法	122,000	63,000		
	300超～1,000以内		154,000	79,000		
	1,000超～2,000以内		202,000	104,000		
	2,000超～5,000以内		314,000	166,000		
	5,000超～10,000以内		403,000	216,000		
	10,000超～25,000以内		482,000	258,000		
25,000超	562,000	303,000				
その他の部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法	254,000	129,000		
		モデル建物法	98,000	50,000		
	300超～1,000以内	標準入力法・主要室入力法	319,000	162,000		
		モデル建物法	125,000	64,000		
	1,000超～2,000以内	標準入力法・主要室入力法	412,000	209,000		
		モデル建物法	163,000	85,000		
	2,000超～5,000以内	標準入力法・主要室入力法	589,000	303,000		
		モデル建物法	265,000	141,000		
	5,000超～10,000以内	標準入力法・主要室入力法	725,000	377,000		
		モデル建物法	346,000	187,000		
	10,000超～25,000以内	標準入力法・主要室入力法	857,000	446,000		
		モデル建物法	416,000	226,000		
	25,000超	標準入力法・主要室入力法	978,000	511,000		
		モデル建物法	487,000	266,000		
住宅以外の建築物の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法	254,000	129,000		
		モデル建物法	98,000	50,000		
	300超～1,000以内	標準入力法・主要室入力法	319,000	162,000		
		モデル建物法	125,000	64,000		
	1,000超～2,000以内	標準入力法・主要室入力法	412,000	209,000		
		モデル建物法	163,000	85,000		
	2,000超～5,000以内	標準入力法・主要室入力法	589,000	303,000		
		モデル建物法	265,000	141,000		
	5,000超～10,000以内	標準入力法・主要室入力法	725,000	377,000		
		モデル建物法	346,000	187,000		
	10,000超～25,000以内	標準入力法・主要室入力法	857,000	446,000		
		モデル建物法	416,000	226,000		
	25,000超	標準入力法・主要室入力法	978,000	511,000		
		モデル建物法	487,000	266,000		

その他の場合（事前審査無し）

※複合建築物の場合は、上記区分に該当する金額の合計となります。  
 ※認定申請に併せて、当該計画の建築基準関係規定への適合審査を行う場合は、  
 建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料（必要がある場合）を加算してください。  
 ※各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。  
 ※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。